３高福第１４７２号

令和３年７月１２日

　各高齢者施設等管理者　様

愛知県福祉局高齢福祉課長

（　公　印　省　略　）

「まん延防止等重点措置」の解除及び「愛知県厳重警戒措置」への移行に係る高齢者施設等の対応について（依頼）

　愛知県では、６月２１日から７月１１日までの２１日間、まん延防止等重点措置により、新型コロナウイルス感染症の第４波の終息に向けて、感染防止対策に取り組んできたところですが、７月１１日をもって「まん延防止等重点措置」が解除され、「愛知県厳重警戒措置」（７月１２日から８月１１日までの３１日間）へ移行しました。

各施設等においては、別添「感染再拡大の防止に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ」を確認の上、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いします。

　また、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和２年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」等を参考に、引き続き、適切な対応をお願いします。

担　当　施設グループ

電　話　052-954-6287（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

担　当　介護保険指定・指導グループ

電　話　052-954-6289（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）